

平成 27年 10月 吉日

会 員 各 位

東京都社会保険労務士会  
中 央 統 括 支 部  
統括支部長 大石 誠  
(公印省略)

## 平成27年度第3回中央統括支部研修会 (前期必須研修) のお知らせ

秋涼の候、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は中央統括支部の事業運営につきましてご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中央統括支部では、本年度の前期必須研修会を下記のとおり開催いたします。ご多忙中とは存じますが、開業、勤務を問わず、多くの会員の皆様方にご参加いただきますようご案内申し上げます。

### 記

- 開催日時：平成 27年 11月 2日 (月) 14:00 ~ 16:10  
(入場受付：13:30より)
- 会 場：日本橋公会堂ホール (日本橋劇場)  
東京都中央区日本橋蛸殻町1-31-1 TEL：03-3666-4255 (代表)  
<http://www.nihonbasikokaido.com/hall> ※ 案内図下記
- ご 挨 拶：中央統括支部 統括支部長 大石 誠  
東京都社会保険労務士会 川崎副会長 14:00 ~14:10 (10分)
- テーマ・講師：『労働法改正が社労士実務に与える影響』

(時 間) 14:10 ~ 16:10 頃 (120分)

(講 師) 東京大学社会科学研究所

教授 水町勇一郎 氏

## 【研修の趣旨】

近年、働き過ぎ防止や健康確保のための時間外労働に対する監督指導の強化、ワークライフバランスなど、労働時間法制及び労働契約法制の今後のあり方が議論されるなか「高度プロフェッショナル制度」や「解雇の金銭解決制度」が取り沙汰され、これら労働法の一部改正が成立しようとしています。

これらの労働法の改正に伴う社労士の実務に与える影響について、就業規則の改定など委託企業からの要請や、法施行時に速やかな対応ができるように研鑽を行うとともに、これら労働法の改正についての識見を持つことは社労士としてあまねく必要な知識であります。

そこで、今回の必須研修会では、労働法改正が社労士実務に与える影響をはじめ、企業の発展と労働者の福祉の向上を図る中立的立場の社労士として、どのような心構えを持って対応していくべきかについてご講義いただきます。

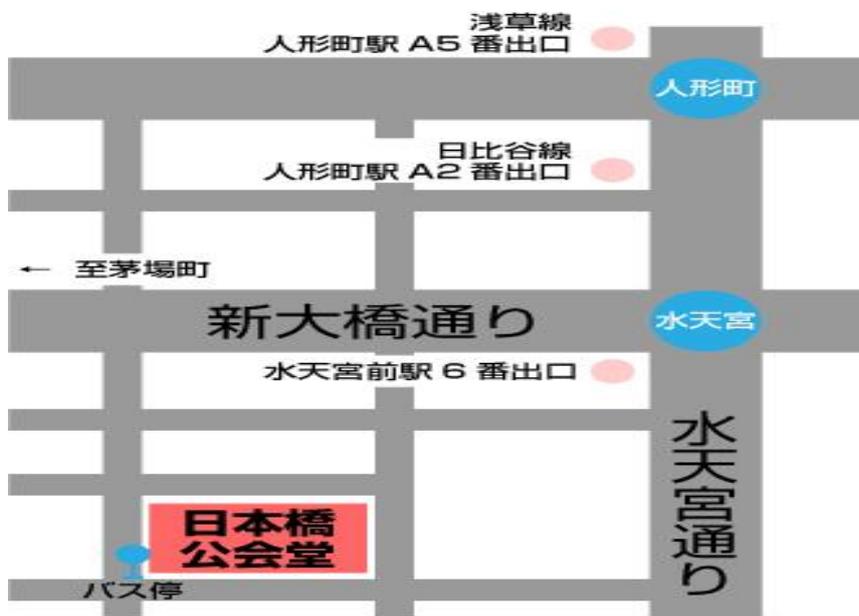
### ○会場までのアクセス

#### ◆東京メトロ

- ・半蔵門線「水天宮」駅 6番出口から徒歩2分
- ・日比谷線「人形町」駅 A2 徒歩5分
- ・東西線「茅場町」駅 4-a 出口から徒歩10分

#### ◆都営地下鉄

- ・浅草線「人形町」駅 A3・A5 出口から徒歩7分



以上

**11月2日(月)は社会保険労務士の必須研修ですので、必ずご出席下さい**